

平成31年度 青森県・六ヶ所村 連携融資制度

六ヶ所村では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者で、一定の要件を満たしている方に対して信用保証料の補助を行います。

1. 六ヶ所村内で創業する方

- 対象資金 「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2（1）創業
- 補助対象者 創業後5年未満で次のいずれにも該当する方
 - ・村内に住所または主な事業所を有する、あるいはその予定の中小企業者で、村内で営業する方
 - ・法人村民税、個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料などのいずれも滞納していない方
 - ・融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容 県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給

2. 経営の安定に支障を生じている方

- 対象資金 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2（3）経営安定枠（①「売上高の減少」に限る。）
- 補助対象者 最近3か月の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比べ10%以上減少している方で、次のいずれにも該当する方
 - ・村内に住所または主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいる方
 - ・法人村民税、個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料などをいずれも滞納していない方
 - ・融資額1,250万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が6か月以内）で融資を受けた方
- 補助内容 保証料を全額補給（小数点以下切捨て）

3. 一般的な事業資金を必要としている方

- 対象資金 青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2（1）事業活動枠
- 補助対象者 次のいずれにも該当する方
 - ・村内に住所または主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいる方
 - ・法人村民税、個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料などをいずれも滞納していない方
 - ・融資額2,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容 保証料を全額補給（小数点以下切捨て）

<実施期間>

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 32 年 3 月 31 日（火）

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。）

<お問い合わせ先>

■ 保証料補助に関すること

六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 電話 0175-72-2111（代表）

■ 青森県が実施する特別保証融資制度に関すること

青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q 1. 経営安定化サポート資金で、希望融資額が 1,250 万円を超える場合または融資期間が 7 年を超える場合でも、保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 経営安定化サポート資金で、保証料の補助対象となる融資は「融資額 1,250 万円以内かつ融資期間 7 年以内（うち据置期間 6 か月以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額 1,500 万円（融資期間 7 年以内）を希望する場合に、保証料の補助対象となる 1,250 万円の融資と補助対象外の 250 万円と融資を 2 口に分けることで、当該 1,250 万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 2. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。なお、申込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類と同意書（別記様式）をご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、ウリ信用組合、商工中金 〕

Q 3. 六ヶ所村内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、村外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか。

A 3. 信用保証料の補助対象となる融資は、村内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が村内にあっても、村外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

補助金は各資金保証料補給金交付要綱に基づいて、信用保証協会へ村が直接補給します。